

めの管理料ということです。たぶん 1 割近く払わない方はいると思うのですが、9 割は徴収できます。たとえ、1,000 円の管理料であっても、その徴収を通じて、使用者の所在が掴めると考えると、それをしなかったことで発生する費用を考えても、相当のプラスなると思います。例えば葉書きを出して届いていれば管理者はいるはずですし、葉書が戻ってきたらこれは無縁になりつつあると考えられます。

市役所：調査が終わった 1 カ所の墓地ごとに、5 年経ったら葉書を出そうかと考えています。それぐらいでしたら経費もそんなに掛かりませんから。それで駄目であれば管理費を取らなければいけないかなと思っています。ただ管理料が 1 万円とか 10 万円となると、いただくのは厳しいところです。

研究班：どうもありがとうございました。

Y市

研究班：私どもは墓地・埋葬行政のあり方について調査・研究していくまして、特色のある取り組みをしている各市にうかがいお話を聞いております。すでに「貴市における墓地等に関する『遺(焼)骨にかかる施設』の現況調査票」のアンケートでご回答いただきましたが、補足する形でうかがっていきます。大都市において墓地不足の問題がある一方で、地方都市などでは墓地の無縁化といいますか、墓地を継ぐ人の担い手不足などがあり、地域によって両極端な現状があります。今回は地方の墓地の担い手不足などに焦点を当てています。アンケートでご回答いただきましたが、33万円と金額が高いものがあって、その後に管理料1万2,000円とありますが、この33万円は使用料ということでしょうか。

市役所：新しい墓地を造成するときに必要だった土地取得代金や造成にかかる費用を使用料として、1m²当たり33万円に設定しています。どの墓地も全て同様で2m²や3m²についても33万円を掛けた金額が使用料となり、最初に頂戴しています。これに加え12万8,000円を永代管理料として一括していただく形です。

研究班：それ以外に何かの名目で徴収しているもの、あるいは毎年の管理料はないですか。

市役所：ございません。

研究班：Y市からの転出や承継者がいないということで、お墓が返還される件数はどのくらいですか。

市役所：年間で2~3件あるかないかで、そのうち1~2件が承継者がいない、もしくは引っ越し先で管理したいという方です。その時には改葬許可証をお出ししています。他の改葬の理由としては、今後承継者がいなくなる（かもしれない）から永代供養にしたいという方や、隣県の岡山などで仕事をしているから移したいという方などが、どちらかというと多いようです。

研究班：将来的にお墓を守る人がいなくなりそうだから、「何かいい方法はないですか」という相談は市のほうにありますか。

市役所：時々あります。市営墓地の使用者から、ご主人が亡くなられ奥さんが継がれるのですが、子供がいないとの相談も先ごろありました。ずっと市営墓地を使っていきたいという思いがある方には、兄弟やその子供さんも含め管理してもらえる人を見つけていただくようにお願いしています。市としてはあくまでも、承継者は血縁の方を前提に探してほしいと考えています。

研究班：知り合いに使わせてあげるというのではだめなのでしょうか。

市役所：それはお断りしています。あくまでもこの墳墓を使い、後々も納骨してもらい、継いでいただける方ということです。具体的に何親等までとは決めてはいませんが、基本的には配偶者もしくは子どもに継いでいただくようお願いしています。いらっしゃらない場合は3親等よりも遠い方も認める可能性はありますが、実際にはあまり経験していません。

研究班：市営墓地全体の状況についてお聞きします。市営墓地の中には市で造成された墓地と、それ以外の墓地も存在していると思います。新しい市営墓地の中には、都市計画を進めるために旧来の共同墓地や村落墓地をまとめて一つの墓地にしていったところもあるようですが、高速道路計画時の移転墓地というのはどのようなものでしょうか。

市役所：都市計画といいますか、道路計画や開発に伴う移転墓地としてM墓地がありまして、S墓地というのは高速道路の移転に伴った墓地で、もともと村落墓地だったものを市営墓地にまと

めたものです。このＳ墓地は、底地（下地）は市所有の土地でしたが、上の墓地は地元の管理組合に任せっていました。ただ資金繰りとかさまざまな面で管理が難しくなったので、移転を契機に市が引き受け市営墓地にしました。

研究班：S墓地は市が全体を管理しているということですね。それ以外、いわゆる集落や財産区が持っていた墓地、あるいは土地の所有がはっきりしない共有入会地にある墓地などで、結果的に市に移管され市有地になってしまったいわゆる「みなし市営墓地」といいますか、そのような形態の墓地はどのくらいあるのでしょうか。

市役所：条例によって公の施設として位置付けられている墓地は 18 カ所あります。今回のアンケートでお答えさせていただいたのは 7 カ所ですが、これは市で直接管理している墓地です。平成 15 年と 17 年に合併があり、合併前の当市には 5 カ所に地元で管理していた墓地がありました。さらに西側には主要幹線自動車道が東西に通っています、この道路工事に関連して移転した墓地が 5 カ所あります。もう一つは地元で出資した地元管理という、同じような形のものが 1 カ所あります。こうした墓地は地元が管理していて、当市はノータッチという状況です。一部ですが、市が地元の管理組合と委託契約を交わしているところもあります。

名義としては当市なのですが、実際の運用は全て地元ということですから、条例には使用料や管理料の規定はあるのですが、実態としていくら徴収しているかというのは把握していない状況です。

研究班：このような「みなし市営墓地」というのは、移転などをしたとしても結局は従来の成り立ちのままでやっているわけですね。このような墓地に関しては荒れているというか、もっと進んで墳墓自体もなくなり、どなたが埋まっているかもよく分からない状態になっているのでしょうか。

市役所：情報自体ほとんど入ってこない状況で把握しきれていません。ただ、組合の方の高齢化が進んでいますから、中には毎年相談に来られる組合もあります。その時には台帳は整理してくださいなど、一定の助言はしているのですが、高齢になっているためなかなか台帳整理も難しいようとして、市で引き取ってほしいということもあります。そもそも土地の所有者は市ですから、悩みの部分もあります。市が引き取るというのも一つの手だと思いますが、地元というか、地縁団体などにあらためて許可を下ろすということも考えています。地元にはなかなか受けはもらえないと思いますが…。

研究班：先般、豪雨による土石流で大災害が起こりましたが、場所によっては斜面にある墓地も珍しくないと思います。墓地が荒れているというより、墓地の地盤自体が危険状態になっているという話はありませんか。

市役所：先ほど説明した移転墓地で、そのような問い合わせがありました。恐らく過去の地震などの影響で擁壁がずれ砂が流出してしまって、墓地が傾いてきたので市で何とか見てもらえないかという相談でした。それについては当市ではすでに一定の方針を示しています。「墓地の管理委託をする中で、激甚災害が指定される規模の被害であれば市として対応し、それ以外は地元お願いします」としています。これは過去に生じた地盤崩落の時の意見交換を踏まえ、それに準じた対応となっています。

研究班：Y市の人口は現在どのぐらいですか。

市役所：12 万人弱です。最後の市営墓地の造成は平成 11 年頃で、それ以来、新設や拡張工事は行っていません。現在は毎年 30 区画ずつ募集をしています。応募者数は年によって変わります。

少ない年は 21～23 人ほどで、今年は多く 30 人の応募でした。応募者数がさほどの数にならない理由は、年に 1 回しか募集していないというのもあるので、タイムリーに供給できないという事情もあろうかと思います。お問い合わせは今年度途中でもいただくのですが、毎年 5 月に募集しているので、それまで待てない方は別の墓地などに行かれる様です。

研究班：まだ造成できる余地はあるのですか。

市役所：そうです。現在 120 数基分あるので、毎年 30 区画ほどなくなると 4 年で満杯になります。造成するとしたらその後になります。

研究班：市営墓地の中で、無縁になっているところは把握されてないようですが、年間の管理料はないわけですね。そうすると現実に使用者の状況などは申告に任せていることになりますから、状況はよく分からぬと思います。

関西圏にある大都市の市の公営墓地の事例ですが、以前は同じように永代管理料、当時は「掃除料」と言っていましたが、昭和 54 年に新たな公営墓地を設けた際、受益者負担で全部賄うことになりました。そのときに永代管理料制度だった既存の公営墓地についても 54 年以降の使用者には管理料を徴収する形に変えたので、管理料を取らない人と取る人に分かれています。

そのため名義の書き換えなど、管理者の承継があったときに旧来の墓地でも取れるようにならないのか検討したそうです。法的な解釈の余地はあると思いますが、実務上や現実問題としては旧来のものには取りにくいと思います。Y 市では従来の市営墓地の中で、使用者が管理しているかをチェックしていくお考えではありますか。昨日うかがった X 市では、試験的に葉書を出して、その返事の状況によって全域調査をやってみるということでした。すでに 1 カ所の市営墓地で調査をスタートさせ、5 年後ぐらいには葉書を出して確認したいとのことでした。出した葉書が戻ってきたらそこに住んでいないということで、管理されていない可能性が高いわけです。そのような動きはないのでしょうか。

市役所：具体的な動きまでは至っていませんが、私どももそのあたりは考えています。次に造成する墓地の形態がどのようになるかは分かりませんが、新たな墓地に関しては年間で管理料をいただくなどして使用者との関係を保ちたいと考えています。

しかし当初の永代管理料というものは、当時の状況としてそれなりの理由があったのだと思っています。先に永代でいただくことで、その部分の資金の回収に手間がかからないなどのメリットがあるからです。今は誰が管理しているのかをつかんでいかないと、年が経てば経つほど分からなくなりますので、何らかの照会の必要性が出てきました。

研究班：X 市でもありましたが、始めに区画を造るときの造成費用はどうにか回収しなくてならないということで、ある程度高くなつたとのことでした。市営墓地の年間管理費が 700 万円ぐらいと話していましたが、植栽の伐採や草取り、病害虫の除去、山道の整備などもあります。こちらではどのぐらいかかるのですか。

市役所：年間ではおよそ 200 万円ほどです。光熱費や除草、灯籠の除去、剪定代も含めています。

研究班：公営墓地の諸経費の組み込みの難しさを言うのは釈迦に説法ですが、現場の仕事だけでなく庁舎の窓口での納骨の事務手続きを管理運営費にカウントしていくか、また 1 件処理したらどのくらいの人件費がかかるのかを積算している自治体もあれば、分からぬということでネグレクトしてしまう自治体などさまざまなようです。

市役所：そうですね。墓地事業は特別会計でやっているので、人件費はついていませんが、一人

役あれば付けてもいいということになっていますが、そこまではいかないので。うちの部署は環境政策課環境衛生係で職員一人が墓地と火葬場を担当しています。

研究班：いわゆる墓地埋葬法に関わる行政をやっていて、この法律の中でこれはおかしいのではないか、これには困っているという問題はありますか。

市役所：一つは個人墓への対応があります。

研究班：個人墓はどのぐらいありますか。

市役所：うちは過去の許可件数でいけば 650 ほどですが、警察が所管していた昭和 23 年以前の台帳ではほぼ 500 以上ありました。ただし地区名は全部変更され、その台帳では場所もよく分からぬ状況です。

研究班：そういう個人墓の使用者から、埋葬、火葬許可証、あるいは改葬許可証が欲しいと言う申し出はありますか。そもそも全てが墓地としての許可を取っているか、という問題がありますが。

市役所：そうです。おそらく無届けぐらいだらうしか分かりません。

研究班：そうした墓は無許可でも、遺体を火葬するには許可証が必要ですね。つまり、火葬の許可証をもらって火葬し、後はどうなっているか分からないということですね。地縁、血縁のある集落の中で、あそこにお墓があつたらしいと造ろうとすれば本当にできてしまう。法務局の土地登記簿や公団上から墓地かどうかは把握できませんか。

市役所：地目が墓地となっていればできますが、個人墓のほとんどは雑種地などとなっています。確かに、公営とかの規模になれば事情は違うのかもしれません。今は条例で個人墓を認めないようになっているのですが、合併前は個人墓が認められていた地域があります。そのあたりでうまく調整できていないところがあり、認めることも必要になってくると思っています。個人墓では承継はさせていませんので、亡くなったらまた新規で許可をするなど、把握が難しいところがあり、個人墓を認めるに当たって踏み切りにくい部分です。

研究班：自分のところにお墓を造りたいということはあるのですか。

市役所：相談はありますが、認めていません。相談した人がその後どうされているかは分かりません。

研究班：自分の地所の畠や山林に許可なくお墓を造るということはありますか。

市役所：おそらく、あると思います。

研究班：こちらはそういう形態のお墓は多いのですか。

市役所：多いです。沿岸部は少ないんですけど、一つ山に入ったあたりはかなり多いです。議会の一般質問にも出ましたが、個人墓が山の中や高いところにあるのが多いので、自宅のそばに移したいという人もいます。当市では個人墓は認めていませんが、同じ県内の他市で認めているところもあるようです。そこを緩和してもらえないかという一般質問をされました。また、これは実務上の問題というか、課題なのですが、市営墓地の無縁改葬を行う場合、どこまで調査すべきなのか、先祖代々というのはどこまで調べられるかというと、明治以前の方はまず戸籍でも分かりません。

研究班：附票でいいのではないでしょうか。

市役所：ただ、それに意味があるのかどうかという疑問があります。實際には骨自体がないこともあると思いますし、ずっと昔に土葬をしたものは土に還っています。そもそも、どこに埋まっ

ていたかも分からぬ状況です。

研究班：先ほど話した関西圏の市の場合、昔は永代管理料で取つていて、その場合届出主義なので、使用者から住所変更や名義の承継の届出がない限りそのままです。関西では公営墓地でも市街地から電車で1時間ぐらい離れると人気がありません。市内には造成の余地は全くなく、返還墓地などを募集しています。議会からはもっと調査をして、返還や無縁を探しなさいと、そんな状況です。

いずれこちらでも、そういうことになるかもしれません。山麓など新規でお墓を造る余地はまだあると思いますが、それが遠い場所になつてしまふと、近くにお墓があるので使わせてくださいという方が出てくると思います。そういう調査も早いうちにやっておいた方が、先々いいのではないかと思います。

市役所：当市ではお墓に刻まれている名前や戒名などの調査を、昨年から外注で実施しています。実際の使用者がすでに亡くなっている場合もあるかと思いますが、その辺については来年度ぐらいにでも照会できればと考えています。

研究班：一番確実な方法は、測量をしてお墓1カ所ずつに番号を打ち、墓碑調査ということで何を書いてあるかを全部書き留めておきます。お盆やお彼岸のときに現地で使用者調査をやっていますということで受け付けをして、その墓のところへ行って何番のお墓かうかがい住所と名前を確認します。あとは無縁改葬の手続きではないのですが、個々の墳墓に立て札を据え付け、「連絡してください」というふうな調査をやつていきます。今は本籍地だけではなく戸籍の筆頭者を確認しておいた方がいいと思います。というのは、後で調べる際、他の地方公共団体に公用照会を行うと、「戸籍の筆頭者が分からぬと答えられない」という回答が結構あります。関東にある大きな公営墓地では何千という単位の数で、「公用照会」されていますが、やはりそうしたことが起こっています。

市役所：調べるにもコツとポイントがありますね。

研究班：ところで先ほど個人墓で承継がないと言われていたのは、お墓を継ぐというのではないという意味ですか。

市役所：例えば私が許可をもらって墓を建てて、私の死後、子供が継ぐと言つたときにもまた新規から入らないといけないということです。

研究班：結局そういう慣習があるのではありませんか。私のお墓はこれ、子供のお墓はこれ、父親のお墓はこれというように、承継をさせないからお骨を入れるために沢山のお墓を建てる必要が生じてしまつてゐる。個人墓にお話しを戻しますが、個人として使用許可も出しているけれども、その人の子供が継ぐということについて、それは新しい許可申請をしろということだから難しいということでしょうか。

市役所：はい。

研究班：個人墓は認められているけれども、個人墓を承継させないということですか。

市役所：はい。

研究班：そうしたことが合理的なのか不合理なのか分かりませんが、存在しているならしょうがないですよね。けれども、整理しろと言われ市営に移してくれといつても、移せる場所がないなら仕方ないのでありますか。人口は少なくなつてゐるのでしょうか。

市役所：ここ数年はちょっと下がつてゐます。

研究班：合葬墓の問い合わせはありますか。

市役所：あります。市営墓地で合葬はないのかという相談はあります。市内で大々的に合葬をやっている民間業者さんが少ないということと、宗派を問わない市営がいいということもあるようです。

研究班：実は公営墓地の実態調査についてはもうデータを入力しています。全国にある市 850 前後ですが、全部にアンケートを取りほぼ半分の市から回答をいただくことができました。回答をいただけた半数のうち、少なくとも 4 分の 1 以上の市では、公営墓地がないという回答がありました。町村なら何となく分かる気もしますが、それらの市の住民は一体どうやって対応しているのだろうかと思いました。近隣市町村などから市営墓地に入ってくれないかという話はありますか。

市役所：時々あります。

研究班：どう対応されているのですか。

市役所：使用条件として市内在住者、住民登録されている方、もしくは亡くなった方の最終の住民登録地が Y 市となっています。申込者には本籍地も書いてもらっています。

研究班：私も火葬場の全国組織の役員をしていますが、火葬場の場合、多くの自治体では、市民以外の方を受け入れる場合には割高にしています。そこで墓地も同様に、Y 市に縁もゆかりもないけれど相当程度の差をつけて受け入れることもあっていいのかなとは思っています。

市役所：そうですね。墓地が余っているわけではありませんし、あと 4 年で埋まってしまう計算です。

研究班：返還墓地の再貸し付けという部分はいかがでしょうか。

市役所：返還があれば、それも合わせて募集をしています。実際には 2~3 区画ぐらいは混ぜて募集しています。その費用は全く同じで 33 万円ですが、中には前に使っているのを嫌がる方もいらっしゃるので、そのあたりはきちんと説明し募集しています。

研究班：改葬した場合は原状回復を義務付けているのですか。

市役所：そうです。返還する場合は原状回復した上で、更地にしていただきます。

研究班：出していくとなるとお墓をそのまま残してしまい、Y 市が整地するということはないですか。

市役所：そういうことはありません。

研究班：話は変わりますが、散骨の要望、あるいは散骨の許可について問い合わせはありますか。

市役所：年に 2~3 件相談を受けます。法的にもグレーゾーンの中で抜け道になっていますので、やめてもらっています。所有地で、近所には迷惑をかけないという方もいますが、遠慮しくださいと話します。

研究班：例えば個人墓を使っていたという方が、よそに移したいので改葬許可を求めてきた場合、墓地管理者の埋蔵証明が取れないということはありませんか。

市役所：基本は取ってもらうしかないです。

研究班：関東地方にある公営墓地で募集では、地方から出てきて関東に住むことになり、お墓は個人墓に近いような共同墓地を利用して、管理者が分からず埋蔵証明を出してくれないから何とかしてくれという相談が結構あります。みなしお墓のような形で実際に許可はしないので、市の墓地台帳には何も載っていないのですが、土地台帳には載っていることもあります

す。確かに墓埋法の施行規則第2条の尚書き規定では、「埋蔵証明書がなければ必要と認める書類を用意すればいい」と述べられていますが、あくまでもこれは尚書き規定なので、あまり濫用したくありません。個人墓であっても檀徒になっている場合、そのお寺が個人墓の墓地管理となっているのであれば、出してくれるのではないかでしょうか。

市役所：最近寄せられた相談ですが、「自分の遠い親戚なのは間違いないお墓があって、それを移したい。ただ、他にも参っている人がいるかもしれない」というものでした。結局、行政書士の専門家が入って、1年ぐらい立て札を立て「お参りに来たら連絡をください」という形でやりたいという相談がありました。

研究班：四国かどこかでは埋蔵証明は出せませんが、その代わり改葬許可証は出しますというところもありました。埋蔵証明については墓地管理者が分からぬので出せないが、改葬許可証を出すことはありますか。

市役所：担当として考える部分です。個人墓を認める、認めないという話にもあったと思いますが、結局うちが個人墓の許可をして、それが誰も管理できなくてよく分からないお墓になったときに、例えば合葬墓に移すという条例ができるのかどうなのだと思います。

研究班：市有地であれば、無縁化してしまった後は市有地に戻し、その後は合葬するという形は取れないですか。そのような条例を作り、無縁墓については市営墓地で合葬するというシステムなり、受け皿、手続きを作った上で、例えば個人墓というか、下の土地が市有地でなければしようがないでしょう。

市役所：そうです。恐らく個人墓であれば立ててないでしょう。

研究班：墓埋法の施行規則では、通常の改葬の場合、その改葬許可の申請者は死体が埋蔵されている墳墓の使用者であるか、改葬する亡くなった方の故人の関係者という、申請者の適格性が施行規則の中で書かれ、誰でも改葬許可の申請が出来るとはなっていません。

ただ、無縁改葬については申請者の制約も定めてないので、要するに誰でも申請ができるということです。だから、数多の「無縁改葬の官報の公告」をまとめて見ると、まさしく土地改良事業というほど大げさではないですが、どこかの山を買ったという不動産関連の土建屋さんが無縁改葬許可の申請を出したり、官報公告で申請者の連絡先は何々工務店というのがちょこちょこあります。そういう意味で言えば個人墓で本当に縁もゆかりもなくなって、個人墓付きで土地を買ったとなったときに、ここに納めている骨はY市の合葬墓に移したいとなったら、直接は縁もゆかりもないけれど、無縁改葬の手続き自体はその土地所有者なり、あるいは墓地付きで販売はできないでしょうから、その土地を購入した不動産業者がやるなとしています。実際に官報に載っています。ただ、今言っているのは私の土地だから市としては手が出せないということですね。

市役所：そうです。それを前提とした許可は本当に難しいし、苦慮しています。

研究班：行政区から移管されたみなし市営墓地と称するものは行政財産ですか、普通財産で処理していますか。一般の市営墓地は行政財産ですね。今まで財産区などの土地であった場合はもともと共有地か、あるいは入会地みたいなものなのでしょうから、それを移行すると普通財産のまま入っているかもしれません、その部分はどうなっていますか。

市役所：普通財産はないですから、行政財産です。

研究班：X市の担当者の話では、行政財産の部分もあるし普通財産の部分もあり、半々だと記憶しています。ですから、「行政財産は所管しています、普通財産は管財が土地を持っています」と

言っていました。市としては普通財産ということで、それをお墓が建立されていても、その土地は墓地として認めてないわけです。行政上何も使用目的のない土地があるということです。X市は 14 あったところ以外にもまだたくさん名目上というか、市有地での墓地は抱えているはずです。もう少し具体的に申せば、いわゆる条例に載っている墓地とそうではない墓地で、たぶんここに回答されているのは条例上の墓地で、それ以外に行政財産になっている墓地や普通財産の墓地が別にあると思います。

例えば横浜市の場合には、みなしお公営墓地を全部条例の中に入れています。横浜市にはこんなにたくさん市営墓地があるというので、この墓地に申込みはできないのかと問い合わせをすると、一般的な市営墓地とは違いますという話がたまにあるらしいです。大阪市も 64 力所市営墓地がありますが、このうちの 54 力所はいわゆる地元の村墓地で、大阪市に土地を寄付されたものを条例に載せています。それ以外に財産区もあります。編入してきた土地がどういう経緯で引き継がれたかということに関わっています。結局、行きがかり上、土地を持ってしまったというところがたくさんあるようです。

Z市

研究班：私たちが今日お伺いしたいのは、現在の墓地埋葬行政の在り方について調査、研究をするということでいろいろな関係市町村の情報を集めています。その一環として、本日うかがってZ市における墓地行政が現在どうなっているのかをお聞きします。すでに「貴市における墓地等に関する『遺（焼）骨にかかる施設』の現況調査票」を研究班からお送りして、そのアンケートに答えていただいたわけですが、これを基にして補足的にうかがっていきます。

市役所：当市にはたくさんの墓地が存在していますが、市営墓地として市が管理しているものは4カ所しかございません。

研究班：4カ所の市営墓地の中で無縁となっているというか、使用者、墳墓、墓所区画を管理する方がいないような状況は把握されていますでしょうか。

市役所：無縁が増えているという感じはありません。毎年ではありませんが、随時所有者の住民登録を参照させていただき、使用者がお亡くなりになりましたら手続き等をお願いしますという通知をさせていただいている状況です。

研究班：墓地の使用料70万円と回答いただいているが、これは最初にお墓を持つときに1回払えばいいということでしょうか。

市役所：はい。最初にいただく費用です。

研究班：実際には造成費用の対価というものになるのでしょうか。「管理料はゼロ」という回答ですが、名目的にも徴収していないということですか。

市役所：取っていません。

研究班：無縁はほとんどないとおっしゃっていましたが、調べた結果承継者がいない、あるいは承継者から返事がない、しかし住民台帳上は墓地の管理簿にある名前の方は亡くなっているということはないでしょうか。

市役所：過去からの墓地管理の経緯をちょっとお話しさせていただきますと、ずっとこの環境整備課が持っているわけではなく、部署がいろいろと変わってきた経緯があります。もともとは県の方で墓地の使用に関する許可権限を持っていましたが、こちらの方できちつとした管理がされてなかつた状況がありました。環境整備課に移り、その後は各市営墓地の使用状況をきっちり調査させていただいております。それ以後は適正に管理するような形で運営されていると思っております。

研究班：住民票をチェックした時に連絡して返事がないところで、その後名乗り出てくれないというものはありませんか。

市役所：徹底調査をした時に住んでいるところや継承者、相続対象者の方を追いかけさせていただき、ほとんどの方から回答をいただいている状況です。加えて、それ以後に関してはそういう特段の問題は今現在聞いておりません。

研究班：調査は県からの行政移管があったときに1回やられたということですか。

市役所：所管する課が変わった時に、当市においては6年前の2008年になりますが、一斉調査を実施しております。これ以降は徹底調査というわけではなく、1年ごとぐらいにお亡くなりになつた方などのチェックはさせていただいております。

研究班：今は市営墓地の全区画数はどれくらいありますか。

市役所：118区画、77区画、105区画、388区画の全部で600区画ぐらいです。

研究班：例えば、市からの転出や、あるいは承継者が高齢になり子どもがいないということで将来的に管理できなくなるといった相談はあるのでしょうか。

市役所：市営墓地に関しては年に1件、2件ぐらいです。今は核家族化ということで、お子さんが都会に働きに出られ、最近のいわゆる「墓じまい」をどうすればいいかという相談があります。その場合、改葬の手続きをしてご返還いただくという流れをご説明しています。

研究班：聞きに来る方は、こういうところに持っていくたいというお話があるのですか。

市役所：具体的に決めた上でご相談に来られているケースが多いです。逆に言うと、具体的にこうしたらしいという回答はしておりません。

研究班：よく分かりました。ところで、いわゆる「みなし市営墓地」といいますか、昔から村落共同体や財産区などで持っていた墓地で、最終的には名義上は市所有の土地になって、管理は昔ながらの集落、村落でやっている、または名目的に市が管理に入ったというものはどのくらいあるのでしょうか。

市役所：大きいところでは市街地の中に2カ所あります。山際の方には10~20区画の小規模な墓地を合わせるとかなりの数があります。また底地が市ではないものも含めると相当あります。

研究班：そのような墓地に関しては墓籍簿といいますか、台帳を整理、管理なさっていますか。

市役所：全くしていません。底地が市の所有になった経緯を考えた場合、そのあたりはもともと集落の墓地だった部分で、誰の土地か分からまま墓地が形成されたわけです。形作られる過程を考えると、結局ここは誰の土地だったのかとなって、納める形で結局は公共で持ちなさいということが推測できます。そういう経緯もあり、管理する義務まではこちらでは持っておりません。ですから共同墓地というか、個人墓地というか、管理団体があればその管理団体でしていただき、それがなければ個人でしていただくという認識でおります。

研究班：台帳も何もないというと、行政財産ではなく普通財産として扱っているということですか。

市役所：市営墓地と共同墓地が一緒のところもあり、その区切りで行政財産という形では分けてなくて、墓地全体として行政財産となっています。

研究班：小さいところは完全に把握していないというと、結果的には行政財産でも、登記されてなくても普通財産みたいなものになっている可能性があるということですね。「この土地は市が持っているから、実質的には市営墓地ではないのか」というトラブルはありませんか。

市役所：そうした形でのトラブルは、環境整備課で所管をしてからは特に聞いていません。

研究班：そのような「みなし墓地」や個人墓からの改葬許可の際には問題は起きないのですか。

市役所：改葬に関しても、申請者の方に納骨されている方の証明などをしていただく形で書面としては出していただいております。具体的には、親族の誰々がこちらに納骨されていますということを申請者の方に一筆書いていただきます。当市としては、証明書や許可証自体を受理していない、取ってない市町さんも多々あるとお聞きしているので、こちらもそこまで求めるか、求めないのかということも含めて今後の課題と考えています。

研究班：みなし公営墓地等における埋蔵、改葬等の手続きについてはよく分かりました。別の角度からご質問させていただきます。土地自体が市の所有ということで、管理者がどうであろうと、たとえば、大雨などで地盤がゆるみさまざまな形で危険が憂慮されるなどで、ここを改修してほ

しいなどという申し立てはないでしょうか。

市役所：今回の広島の豪雨災害で、市営墓地が土砂を被ったということがありました。その市営墓地に隣接し共同墓地がありまして、横に砂防河川がありそこの氾濫で川に面する通路が崩壊しましたが、土木課で里道という扱いで補修をしています。

研究班：先ほど管理料は徴収していないということでしたが、最初の使用料の中に管理経費まで含めているという判断ですか。

市役所：一応の管理経費として、共同で使われる部分の管理料も含めての永代使用料という考え方にはいます。ちなみに当市が市制を引いた昭和 29 年ですが、市営墓地の管理は当初からそういう状況でした。最近、墓地の整理をして使用料だけで管理料は取らない形にしたのではありません。確か U 墓地が一番古いはずですから、それ以前の町や村が持っていた墓地というのが果たして町営だったか村営だったか今となっては分からぬ状況なので、今のところ公営として管理しているのは市営墓地 4 カ所で、その 4 カ所に関しては管理料も含めた使用料体系であると思います。

研究班：とはいって、時代を経るに従って変化している点もあるのではないかでしょうか。お墓は年々小さい面積になっていますが、それは何か理由があるのでしょうか。基本的には 3 m² や 4 m² ぐらいが普通のお墓ということですか。

市役所：一区画当たりの面積は一番新しい T 墓苑というところが特に狭くなっていると思います。その時点で要望調査をし、相当数の区画が必要ということで、墓地として造成できる面積で最大に取れる区画数が考慮され、現行の面積を算出したました。

研究班：この 4 カ所の墓地はまだ分譲できるところはありますか。また、募集はどのようにされているのでしょうか。

市役所：例えば T 墓苑は 35 区画空いています。募集に関しては、T 墓苑に関しては随時受け付けをしています。その他の墓苑、K の 2 箇所に関してはほとんど空きがない状態ですので、空きが出たら再整備をして分譲募集をかけます。U 墓地は施設が古いものですから、回りのブロックなどの補修をして、そうした工事の上で年に数カ所の募集をかけさせていただいている状況です。

研究班：その年に数カ所古い墓地で募集できるというのは、そこはいわゆる返還というか、使用权を返す方が多いということですか。

市役所：返還を受けた区画もあるにはありますが、それ以前からの空き区画もあり、今は十数区画空いています。ただ墓地内がかなり朽ちてありますので、新たに整備する必要もあるかもしれません。そこには返還の話も含まれます。今年は特に多かったです。

研究班：地域からの転出でしょうか、あるいは、高齢でさつき言った「墓じまい」という形なのでしょうか。

市役所：これは個人的な見解ですが、悩んでいた方はたぶん今までずっとおられたと思います。最近はテレビで墓の関係の話題を取り上げていますので、それで「こういう方法はありませんか」ということで相談があり、返還して別のところでということではないかと思っております。将来、これから増える可能性があるのか、それとも一過性なのか経緯を見守っていきます。

研究班：ちょっとうかがいますが、先ほど所管が移ったということですが環境整備課の以前はどこが担当していたのですか。

市役所：保健課がやっていました。

研究班：なぜ移ったのですか。

市役所：おそらくその当時、具体的には平成 18 年、19 年あたりですが、環境に配慮した町づくりということで「生活環境」という言葉が出てきまして、その頃に同じくして狂犬病の業務など、生活衛生関係はこちらに全部移管されました。

研究班：一昨年の平成 24 年に県から墓地の許可権限が全部移管されたということでしたが、それ以前の段階でも、確かに地方自治法 252 条の規定で、知事は自分の権限を移管することができることになりました。具体的に挙げると、静岡県や埼玉県は平成 24 年の第二次地方分権推進法に基づかず、地方自治法 252 条に基づき全部分権化したという経緯がありました。しかし、こちら Z 市の場合、墓地の許可権限についてはそういう話はなく、市営墓地が移管したというのも、今お話を出た生活環境という概念から出てきたからということなのですね。

市役所：そうだと思います。

研究班：市営墓地については分かりました。では、墓地の経営許可を担当しているのはどの部署ですか。

市役所：経営許可も 24 年度に県からこちらに下りてきました。市営墓地のマネジメント、つまり管理・運営もしながら墓地の許可もするということです。

研究班：行政運営上両またぎになるわけですが、特に民営のお寺などから許可の申請を受ける際、市営墓地のマネジメントも頭の隅に置きながら、これ以上はんこを突いてしまうと市営墓地に集まらなくなってしまうとか、もしくは書類に多少の不備はあるけれども認めてしまわないと市営墓地は満杯になってしまふなどの、政策調整みたいなことはありますか。

市役所：おっしゃることはよく分かりますが、権限委譲を受けてから今のところ使用許可をまだ 1 件も与えてない状態です。経営の許可申請も相談が 1 件あった程度、それはかなりそぐわないという内容でしたので、許可はしませんでした。それ以降、もう丸 2 年ぐらい経ちますが、許可の申請は出てない状況ですので、そういう判断が働く余地が今のところない状況です。

研究班：先ほど質問につながる点あと 2 つ質問させていただきます。個人墓地の場合ですが例えば、「うちの父親を埋めたのは間違いない」と、改葬許可の申請がなされた場合、その改葬許可申請書とは別に、埋蔵証明書は自己申告で書かせるのですか。それとも書類の雛型が用意されているのですか。

市役所：申請としての様式は一応作っております。納骨されている方のお骨の名前と墓地の所在を書いていただきます。具体的に申せば「自分の庭先の墓地と書く」ということになります。そこに埋まっていることを「自己申告します」と署名し、押印していただき、それを提出してもらいます。

研究班：埋蔵証明書の雛形もお作りになっているのですか。

市役所：別紙で用意しております。改葬許可申請証は法律でそのままだったと思います。

研究班：もう一つの質問ですが、市営墓地の管理や墓地の経営許可を環境整備課でやっていて、改装許可証とか火葬許可証は戸籍係になるのですか。

市役所：火葬許可証は戸籍住民係がやっておりまして、改葬許可はこちらで出しています。埋蔵証明書の雛型も含めて、改葬に関する書類ということで一式お渡ししています。

研究班：先ほどの質問に重複しますが、みなし公営墓地は、基本的には市営墓地と称していくながら、実質上過去の経緯があつて地元の方々のマネジメントに任せておられる。すると、先般の集

中豪雨などで土砂崩れとかが起きてしまうとそこの集落住民が草をむしるのとは訳が違い、そこにかなりのお金ないし腕力が必要になってくるとなれば市がやらざるを得ません。先ほどは見なし公営墓地に隣接している共同墓地は里道という扱いとありましたが。

研究班：みなし墓地ではなく市営墓地です。市営墓地に隣接する共同墓地です。

研究班：そこの里道というはどういう概念になりますか。

市役所：もともと登記されている法務局にあるいわゆる「赤道」です。ですから、墓地の通路という概念ではなく、赤道の補修ということで対応していただいている。

研究班：直接管理している市営墓地ですが、都市部にいるものからすると規模が比較的小さい感じがします。たとえば、関東圏の大きな公営墓地、8つの霊園で30万区画ありますが、500区画ほどの霊園がぽつぽつできるのは何か理由があるのでしょうか。

市役所：墓地を造成した時代に墓地行政を担当しておりませんが、状況から考えますと墓地の要望が出たときに市営墓地で何とかしてほしいという話になり、墓地として適当な場所を探すときに、適地となると山の斜面を切り開くしかないと、大規模な墓苑はなかなか造りにくかったのだと思います。

山の上に平らな住宅地、今回造成して分譲させていただいているが、実は市営墓地として大きな規模で造ろうという計画はありました。実現してたら一番規模の大きな墓苑になっていたと思います。

研究班：今回の調査結果については、来年3月（昨年時点）に報告書をまとめます。今回のアンケートですが、800以上ある市の中で半分からご協力いただきました。そのうちの50%の4分の1以上の市には公営墓地がないと回答しています。例えば500人ぐらいしか住民かいない村であれば、公営墓地は無くても共同墓地でいいではないかと分かるのですが、これだけの市で公営墓地がないことがよく理解できません。市の担当者としてどう思われますか。

市役所：想像というか、先ほどからお話に出てるみなし市営墓地という形で持っている、というところもあると思います。ただ、それを公営の墓苑だと認定するかどうかという、さじ加減なのではないでしょうか。

研究班：墓埋法以前からずっとある墓地を抱えていない市町村はないでしょうから。Z市さんは財産区の墓地はありますか。

市役所：財産区所有の墓地というのは今はありません。財産区というのは名目上、合併後は公共で取れるものは公共に所管は変わっているはずですけれども、その中に墓地ということでこちらの方に移管されたものはございません。いわゆる公営という形で明確にあったものはないのではないかと思っています。

研究班：関西圏の大きな市の公営墓地では、財産区の墓地を施設霊園と言っているのですが、それには該当できません。そこは政令市なので行政区の区長が特別地方公共団体なので管理者になっていて、うちの所管ではないということでこのアンケートにも回答はしていません。ただ、土地を旧の村なりが市域拡張のときに底地だけ大阪市に寄付された分については条例にのせていくので、それは施設霊園となります。ただ、管理は地元がやっている形になります。

ところで、我々は墓埋法行政について今何が問題になるかということで、厚労省もこの研究課題を受け入れてくれました。現在の墓埋法行政について、実情に即さないのではないかという認識を持っていますが、墓地行政に携わる市担当として何か問題点を感じますでしょうか。

市役所：私有墓地として完全に土地まで区切った 100 区画くらいのところがありまして、それが砂防事業に当たっています。その移設に関して市営墓地を受け皿として造ろうという話になっていますが、その際に使用申請をする部署と使用許可をする部署が一緒になっていまして、果たしてこのあたりはどうなのでしょうか。こちらも別のところで許可申請だけは上げてもらいたいという本音があります。

研究班：今回のヒアリングの主旨からは脱線しますけれども、平成 24 年の地域の自主と自立を促進するための法律整備に関する法律で、例えば厚生労働省所管の法律だけでも墓埋法だけではなく、理容業法、旅館業法、公衆浴場法など 15 ぐらいの法令が市に下りたのですが、それは全部そちらがマネジメントする法令になりますか。

市役所：現状はうちが移管を受けているのは墓埋法だけです。

研究班：旅館業法などは他の部署ですか。

市役所：まだ県の所管になっています。そういう生活関係法に関して、もし権限がこちらへ下りてくるということになれば間違いなくここが所管課になると思います。

研究班：県がまだ他の法令に関してはグリップしているのですか。

市役所：そうです。具体的には旅館も公衆浴場もほとんどない状態ですし、ビル管が適用されるようなビルもない状態です。あとは理容業法になるでしょうか。これらは県が担当しています。

研究班：そういう裁量が県に認められているのですか。

市役所：平成 24 年に全ての市に下りたのが墓埋法だけですが、理美容や旅館業法は保健所設置市には下りています。現在の許認可行政のなかには、戦前に内務省が持っていた権限は強大で、それが戦後に分かれたものがまたまとまり、地方自治体に下りてきています。個人的な思いですが、こうした結果による手続き的な面が一つの問題だと思います。

研究班：そういうことは普遍的なのではないでしょうか。結果、個人墓地の管理に関してなど、市が全く関与しないところもありますけれども。

市役所：個人墓地や共同墓地といったところで、草が生えたりして管理されてないので何とかしてくれないかという相談があつたりしますが、それに関してはこちらで指導はできない問題ですとしかお答えできません。

研究班：既存の個人墓地はそうですが、個人墓地を造れと言っても、今はご存じの通り厚労省の通達で地方公共団体、そして民営では公益財団等の法人か、あるいは宗教法人ということになってしまってはいます。とはいって一般市民からは個人墓地を造らせてほしいという要望はありませんか。

市役所：こちらが事務を受けてから 1 件ありましたが断らせていただきました。その時に相談に来られた方と真剣に話をさせていただきました。近くに共同墓地を持たれている方で、それをその方の地所に持ってきてたいという話だったので、それはちょっとご勘弁をということになりました。

研究班：関東圏内にある大きな規模の公営墓地で募集をしていると、公募の選考に当選された際、書類審査の段階で埋蔵証明を出せということになります。まだ使用許可を下ろす前なので改葬許可までの段階ではないですが、埋蔵証明を出せというときに、地元の共同墓地のようなところについてはそこの管理者が許可をして押印し、それを市の方で保管しなさいという形でやっています。そうすると、市としてはこのお墓を墓地として許可したわけではないので、それまで保管で

きないという話があります。東京都側として、それはわがままだからやるべきではないということであれば、我々も考えなければ駄目だと思います。ただ、そういうところから相談があると、結果的には改葬許可申請をさせるという形でやっているのが現実です。そこまでやるべきだという話があれば我々も考えていかなければと思います。

市役所：先日も墓埋法所管の市町の担当者会議でそういった話も出ました。個人墓地やそういう形での許認可の問題では、認めてしまうとその墓地も認めるのではないかとか、設置届けはたぶん以前に出されているので廃止届けが出てきてそれを受理すると、その墓地は市が認めた墓地になるのではないかということで、どうすればいいのだろうという話題も出ました。結局のところ、廃止に関しては素知らぬ顔でやってくださいと言うしかないと、雑談でしか終わりはなかつたのですが。

研究班：今の市町村の会議というお話ですが、差し支えなければ正式名称やどういう形で開かれているか教えてください。

市役所：生活環境衛生事務担当者会議西部部会です。県で一団体あり、地区別に部会があります。

研究班：それは県がマネジメントして、西部地区の関係部署が集まって議論しろということですか。

市役所：そうです。段取り自体は県の食品生活衛生課の方がして、あとは集まった各市町の担当者の持ち回りで幹事をやっている状況です。墓埋法だけではなく、先ほどおっしゃった生活衛生法関係を持っている部門が全部集まります。当市は墓埋法だけになるのですが、そちらに参加させていただいていると情報を聞かせていただいております。

研究班：そういう会議があればなおのこと、うちの市には公営墓地と言われるものもなく、市民から造れと言われているが地形の問題で造れる状況にもありません、他の皆さんはどう対応していますかというのでは出たケースはないですか。

市役所：出ません。具体的に、その会議の中では生活六法のうちの一つの部門でしかないので、なかなか墓埋法に特化した会議はしづらい状況です。大きな課題としては、工場などの工業環境や大気、水、騒音公害関係、廃棄物の関係もあります。

研究班：整備係としてはやはり同じですか。

市役所：整備係が工場の公害関係と生活衛生関係です。もう一つリサイクルセンターというところが廃棄物の関係を持っています。

研究班：この中でここの墓地に関わる事務はどのぐらいのウエートを占めますか。1日8時間業務のうちどのくらいでしょうか。週5日のうちでもいいです。

市役所：単純に市営墓地の管理やそういう申請許可業務だけであれば2割に満たないぐらいだと思います。もっとも、特に調査をする年になると、当然、そのウエートは跳ね上がります。いつ調査をするのかと言えば、こちらの空き時間の状況によります。たとえば、今年は手空きだからちょっとやろうか、といった感じでしか着手できません。スパンを決めては当たれてない状況で、平たく申せば、隙間をかいくぐるようにしている感じです。

研究班：墓地の整備として、植栽の手入れやいろいろな補修などの年間予算はどのぐらいでしょうか。

市役所：植栽の関係で言いますと、年間が24万円の3回で80万円ぐらいです。

研究班：管理費は最初に取り、その後は取ってないことですが、予算的には困らないのです

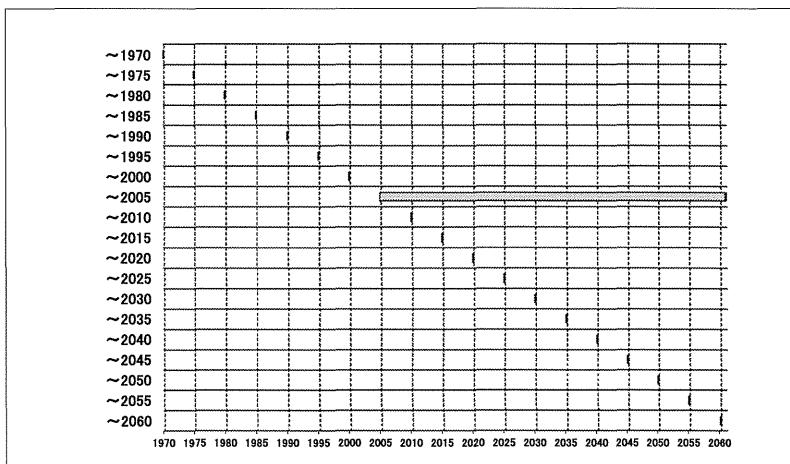
- ③ 47 都道府県別の人口が最も少ない市を
対象とした将来推計結果(大阪式 + 森岡式)

北海道歌志内市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	5,221	46.0000	46	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3
2010～2015	4,390	0.0102	45	0.774	0.183	6	0.170	6	6	3
2015～2020	3,937	0.0118	46	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3
2020～2025	3,709	0.0134	50	0.774	0.183	7	0.170	7	7	3
2025～2030	3,494	0.0148	52	0.774	0.183	7	0.170	7	7	3
2030～2035	3,292	0.0161	53	0.774	0.183	8	0.170	7	8	3
2035～2040	3,101	0.0171	53	0.774	0.183	8	0.170	7	8	3
2040～2045	2,921	0.0178	52	0.774	0.183	7	0.170	7	7	3
2045～2050	2,752	0.0182	50	0.774	0.183	7	0.170	7	7	3
2050～2055	2,593	0.0187	48	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3
2055～2060	2,443	0.0196	48	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3
<参考値>										
2060	2,302	0.0205	47	0.774	0.183	7	0.170	6	7	3

北海道歌志内市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	5,528		3.50	0.0062	45.3	0
1975	3,881	-1,647	3.03	0.0058	56.8	-29
1980	3,647	-234	2.79	0.0058	61.8	-4
1985	3,612	-35	2.66	0.0060	62.6	-1
1990	3,180	-432	2.60	0.0065	59.1	-7
1995	2,778	-402	2.47	0.0072	56.2	-7
2000	2,579	-199	2.30	0.0077	56.4	-4
2005	2,768	189	1.89	0.0089	59.6	3
2010	2,407	-361	1.82	0.0102	53.8	-7
2015	2,190	-217	1.80	0.0118	47.1	-5
2020	2,098	-92	1.77	0.0134	42.2	-2
2025	2,010	-88	1.74	0.0148	38.8	-2
2030	1,926	-84	1.71	0.0161	36.3	-2
2035	1,845	-81	1.68	0.0171	34.8	-2
2040	1,768	-77	1.65	0.0178	34.0	-2
2045	1,694	-74	1.62	0.0182	33.9	-2
2050	1,623	-71	1.60	0.0187	33.4	-2
2055	1,555	-68	1.57	0.0196	32.5	-2
2060	1,490	-65	1.54	0.0205	31.7	-2



北海道歌志内市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

3 墓

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

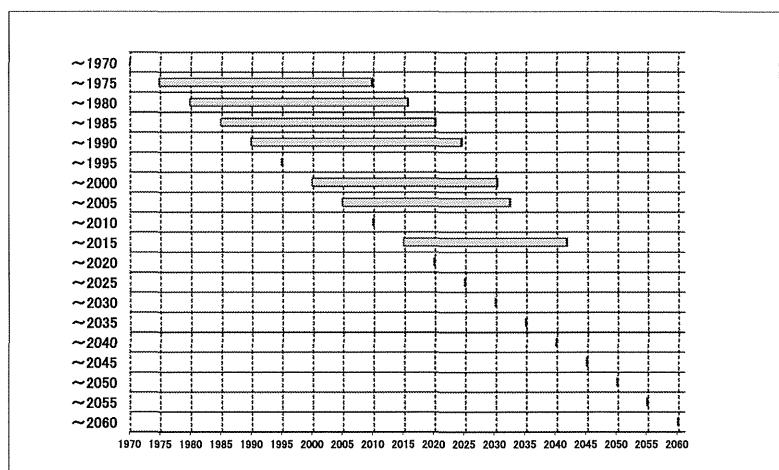
3 墓

青森県平川市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系 世帯率	傍系 世帯数	取得希望 世帯率	取得希望 世帯数	墳墓 需要数	森岡 需要数
2005～2010	35,336	0.0104	367	0.774	0.183	52	0.170	48	50	52
2010～2015	33,779	0.0119	402	0.774	0.183	57	0.170	53	55	40
2015～2020	31,583	0.0138	436	0.774	0.183	62	0.170	57	60	99
2020～2025	29,530	0.0157	464	0.774	0.183	66	0.170	61	64	88
2025～2030	27,611	0.0173	478	0.774	0.183	68	0.170	63	66	78
2030～2035	25,816	0.0188	485	0.774	0.183	69	0.170	64	67	78
2035～2040	24,138	0.0200	483	0.774	0.183	68	0.170	64	66	59
2040～2045	22,569	0.0208	469	0.774	0.183	66	0.170	62	64	59
2045～2050	21,102	0.0213	449	0.774	0.183	64	0.170	59	62	0
2050～2055	19,731	0.0219	432	0.774	0.183	61	0.170	57	59	0
2055～2060	18,448	0.0230	424	0.774	0.183	60	0.170	56	58	0
<参考値>										
2060	17,249	0.0241	416	0.774	0.183	59	0.170	55	57	0

青森県平川市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加 世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現 期間	単年度あた りの需要数
1970	8,400		4.69	0.0068	36.2	0
1975	8,805	405	4.41	0.0065	34.9	12
1980	9,192	387	4.24	0.0066	35.7	11
1985	9,449	257	4.12	0.0069	35.2	7
1990	9,556	107	3.97	0.0073	34.5	3
1995	9,533	-23	3.87	0.0085	30.4	-1
2000	9,826	293	3.71	0.0089	30.3	10
2005	10,074	248	3.51	0.0104	27.4	9
2010	10,063	-11	3.36	0.0119	25.0	0
2015	11,638	1,575	2.71	0.0138	26.7	59
2020	11,138	-500	2.65	0.0157	24.0	-21
2025	10,659	-479	2.59	0.0173	22.3	-21
2030	10,201	-458	2.53	0.0188	21.0	-22
2035	9,762	-439	2.47	0.0200	20.2	-22
2040	9,342	-420	2.42	0.0208	19.9	-21
2045	8,940	-402	2.36	0.0213	19.9	-20
2050	8,556	-384	2.31	0.0219	19.8	-19
2055	8,188	-368	2.25	0.0230	19.3	-19
2060	7,836	-352	2.20	0.0241	18.9	-19



青森県平川市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

52 墓地 (=12+11+7+3+10+9)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

40 墓地 (=11+7+3+10+9)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

99 墓地 (=11+7+3+10+9+59)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

88 墓地 (=7+3+10+9+59)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

78 墓地 (=10+9+59)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

78 墓地 (=10+9+59)

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

59 墓地

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

59 墓地

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

0 墓地

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墓地

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墓地

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

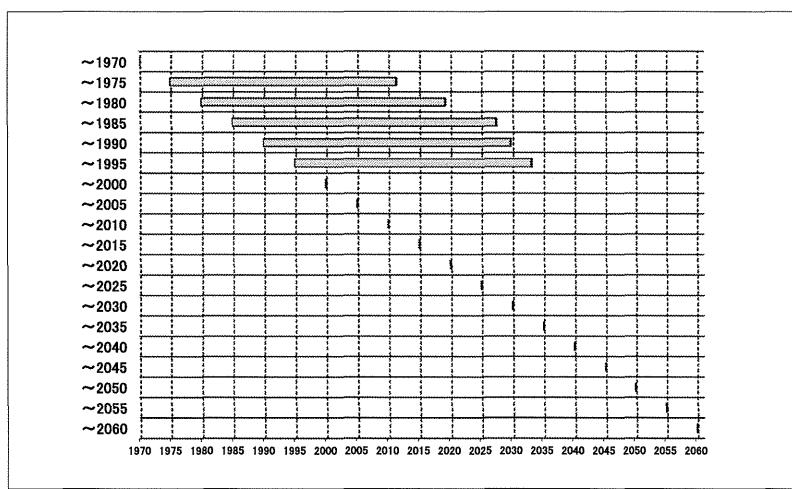
0 墓地

岩手県陸前高田市必要墳墓数(推計)・大阪府方式

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着係数	傍系世帯率	傍系世帯数	取得希望世帯率	取得希望世帯数	墳墓需要数	森岡需要数
2005～2010	24,709	0.0106	262	0.774	0.183	37	0.170	34	36	31
2010～2015	23,302	0.0121	282	0.774	0.183	40	0.170	37	39	31
2015～2020	21,911	0.0140	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	20
2020～2025	20,603	0.0159	328	0.774	0.183	46	0.170	43	45	10
2025～2030	19,373	0.0176	341	0.774	0.183	48	0.170	45	47	10
2030～2035	18,216	0.0191	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	3
2035～2040	17,129	0.0203	348	0.774	0.183	49	0.170	46	48	0
2040～2045	16,106	0.0211	340	0.774	0.183	48	0.170	45	47	0
2045～2050	15,144	0.0216	327	0.774	0.183	46	0.170	43	45	0
2050～2055	14,240	0.0222	316	0.774	0.183	45	0.170	42	44	0
2055～2060	13,390	0.0233	312	0.774	0.183	44	0.170	41	43	0
<参考値>										
2060	12,591	0.0244	307	0.774	0.183	43	0.170	40	42	0

岩手県陸前高田市必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,303		4,15	0.0077	31.3	0
1975	7,686	383	3,83	0.0072	36.3	11
1980	8,065	378	3,64	0.0070	39.2	10
1985	8,305	240	3,42	0.0069	42.4	6
1990	8,331	26	3,27	0.0077	39.7	1
1995	8,456	125	3,09	0.0085	38.1	3
2000	8,180	-276	2,98	0.0089	37.7	-7
2005	7,888	-292	2,89	0.0106	32.6	-9
2010	7,607	-281	2,78	0.0121	29.7	-9
2015	7,326	-281	2,71	0.0140	26.4	-11
2020	7,055	-271	2,65	0.0159	23.7	-11
2025	6,794	-261	2,58	0.0176	22.0	-12
2030	6,543	-251	2,54	0.0191	20.6	-12
2035	6,301	-242	2,48	0.0203	19.9	-12
2040	6,068	-233	2,42	0.0211	19.6	-12
2045	5,843	-225	2,36	0.0216	19.6	-11
2050	5,627	-216	2,31	0.0222	19.5	-11
2055	5,419	-208	2,25	0.0233	19.1	-11
2060	5,218	-201	2,20	0.0244	18.6	-11



岩手県陸前高田市における年間必要墳墓数の推移

(1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数

31 墓地(=11+10+6+1+3)

(2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

31 墓地(=11+10+6+1+3)

(3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

20 墓地(=10+6+1+3)

(4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

10 墓地(=6+1+3)

(5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

10 墓地(=6+1+3)

(6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

3 墓地

(7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

0 墓地

(8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

0 墓地

(9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

0 墓地

(10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

0 墓地

(11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

0 墓地

(参考値)2060年の年間必要墳墓数

0 墓地